

高額介護合算療養費制度のお知らせ



どんな制度？

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。

1年間（8月1日～翌年7月31日）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額（高額療養費、高額介護サービス費などで戻った金額は差し引きます）の合計が、下表の**自己負担限度額を超えた場合**、申請によりその超えた分が支給されます。

対象は？

平成25年8月1日から平成26年7月31日までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、下表の自己負担限度額を超えた世帯が対象です。

※支給額の計算は加入している医療保険制度ごとに行うので、同一世帯に同じ医療保険に加入している人が複数いる場合は合算します。

自己負担限度額は？

世帯員の年齢や所得によって、下表のように細かく設定されています。

| 加入保険など 所得区分 | 後期高齢者医療制度 + 介護保険 | 国民健康保険または被用者保険（会社などの保険）+介護保険 | |
|----------------|------------------------|------------------------------|--------------|
| | | 70～74歳の方がいる世帯 | 70歳未満の方がいる世帯 |
| 現役並み所得・上位所得者 | 67万円 | | 126万円 |
| 一般 | 56万円 | | 67万円 |
| 低所得Ⅱ・低所得者 | 31万円 | | 34万円 |
| 低所得Ⅰ | 19万円 | | |

注意点

- ・食事代、差額ベッド代、福祉用具購入費、住宅改修費の利用者負担分など保険適用外の支払い額は含まれません。
- ・自己負担限度額は、高額療養費、高額介護サービス費などで戻った金額を差し引いた金額です。
- ・自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。
- ・介護サービスを受けていない場合には、この制度は該当しません。
- ・医療保険分（加入している医療保険）と介護保険分に分けて支給されます。

申請手続き

●平成26年7月31日現在で、塩竈市国民健康保険・後期高齢者医療に加入していた方

支給対象の方には、2月末から4月ころに「お知らせ」を順次送付しますので、申請書を提出してください。

ただし、平成25年8月～平成26年7月の間に住所を変更された方やほかの医療保険に移られた方、死亡された方がいる世帯には、お知らせできない場合があります。年間の自己負担合計額が限度額を超えと思われる方は、現在加入している医療保険者に問い合わせください。

●平成26年7月31日現在で、被用者保険（会社などの保険）に加入していた方

長寿社会課で介護保険の自己負担限度額証明書を受けた後、加入していた医療保険者に申請してください。

問 国民健康保険 : 保険年金課給付年金係(本庁舎1階) ☎364-1111(内線224)
後期高齢者医療保険 : 保険年金課医療係(本庁舎1階) ☎364-1111(内線223・275)
介護保険 : 長寿社会課介護保険係(吉番館庁舎1階) ☎364-1204(内線718・722)